

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表) **1月31日**までに提出してください。
 提出は、A5サイズで1枚です。

追加訂正	指定番号											
令和 年 月 日提出	長殿											
給与の支払期間	令和 年 月分			月分								
給与支払者の個人番号又は法人番号												
フリガナ	フリガナ											
給与支払者の氏名又は名称	氏名											
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	事務所											
フリガナ	フリガナ											
同上の所在地	〒											
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	氏名											
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名、所属課、係名、電話番号											
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名、電話番号											
	事業種目											
	受給者総人員											
	特別徴収対象者											
	普通徴収対象者(退職者)											
	普通徴収対象者(退職者を除く)											
	報告人員の合計											
	所轄税務署名											
	給与の支払方法及びその期日											
	納入書の送付											

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書(以下「報告書」という。)は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
 - (イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - (ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者(退職者)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者)」欄及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

市区町村提出用

○キリトリ線で切ってご提出ください。

○記載例については、別添「令和6年度 給与支払報告書(総括表)の記載上の注意」をご覧ください。

○普通徴収に該当する方がいる場合は、別添「令和6年度 普通徴収切替理由書」もあわせてご提出ください。

※武蔵野市に提出される場合、点線で切り取って宛名ラベルとしてお使いいただけます。

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
 武蔵野市財務部市民税課市民税係 宛

給与支払報告書 在中

キリトリ